

普通科夜間定時制高校における学校施設に関する考察 —「高等学校施設整備指針」に着目して—

舟橋 紀一

はじめに

高等学校進学率が 97% を超えている現状の中で、基礎学力向上へ向けた学習指導要領改訂などの高校教育改革が実施されている。中でも様々な入学動機や学習歴をもつ生徒が学んでいることを踏まえ、多様なニーズに対応するという観点から、多部制定時制高校・通信制高校が全国各地で新設されている。一方、既存の全日制併設の定時制高校や通信制高校は、全日制高校の教室を間借りしている状況である。果たしてその状況で、生徒のニーズを反映した教育環境を形成できているだろうか。そこで、本稿では「学校施設を改築する際に、普通科夜間定時制高校に対応した指針は盛り込まれているのだろうか」という問い合わせを、文部科学省が定めている「高等学校施設整備指針」を整理することで明らかにする。

ここで、学校施設整備に関する先行研究として主なものを挙げると、次のとおりである。校種別にみると、小中学校については、オープンスペースの小学校における児童の行動領域の研究（寒野ほか 2007）や、実習活動における児童のスペース選択に関する研究（鈴木ほか 1994）、小中学校のオープンスペースの活用に関する研究（長沢ほか 1983）がある。また、高等学校については、バリアフリー施設としてエレベーター設置に関する考察（白石 2004）や、教科教室型校舎に関する行政の課題の考察（屋敷 1992）、工業高校の校地における設備の適正構成規模の考察（杉浦 1969）がある。このように、オープンスクールをはじめとして、学校施設について学力向上やバリアフリーなどといった、今日的な教育課題の達成や設置基準の見直しなど、多様な側面での研究がなされている。しかし、普通科夜間定時制高校と「学校施設整備指針」そのものに関して研究された論文は皆無である。

ところで、文部科学省による定時制に関するデータ（平成 24 年度）によると、設置形態は定時制単独が 26.1% で、全日制・定時制併置が 73.9% であり、学科は普通科が 63.1%、専門学科が 32.1%、総合学科が 4.8% である。岐阜県の夜間定時制の歴史を紐解くと、小中学校の校舎を間借りして高校教育が展開されていた時期もあった（岐阜県高等学校教育研究会定通部会、2008 年）。現在も全日制と定時制との併設校は存在しており、施設も全日制の施設を間借りしている状況は変わらないようである。果たして、この状況で普通科夜間定時制高校における学校施設への改革の視点は、向けられているだろうかという観点で本稿は議論をすすめていきたい。

本稿の構成は、1 章 1 節では、定時制高校の設置数に関するデータを用いて、定時制高校の設置数が毎年減少しているにも関わらず、生徒数は常に 10 万人以上在籍していることを示す。1 章 2 節では、定時制高校の変遷に関するデータを用いて、現在の定時制高校改革に対して、多部制と夜

間定時制を比較するという視点から問題提起を試みる。1章3節では、定時制高校の生徒に関するデータを用いて、生徒の特性は不登校や中途退学の経験が多く、家庭環境も必ずしも経済的に恵まれていないということを示す。2章1節では、高等学校施設整備指針に関するデータを用いて、高等学校施設整備指針の特質を明らかにする。2章2節では高等学校施設整備指針の変遷に関わるデータから、変遷の背景と内容を明らかにする。2章3節では、平成23年改訂に関する議事録と取り組み事例のデータを用いて、設置数として多数を占める夜間定時制高校への政策提言や事例の有無について明らかにする。

1. 夜間定時制高校の施設の現状

(1) 定時制高校の学校数及び生徒数

ここでは、夜間定時制高校の施設に関する現状を考える上で、定時制高校の学校数及び生徒数を見る。文部科学省「学校基本調査」によると、平成24年度の全国の高等学校数は、5,022校（国公立3,688校、私立1,319校）ある。そのうち、課程別学校数は全日制が84.2%、定時制が12.3%、通信制が3.5%である。また、文部科学省の「教育指標の国際比較（平成24年度）」によると、「後期中等教育への進学率・国際比較」において日本の進学率は全体で98.2%であり、全日制で94.0%、定時制・通信制（パートタイム）で4.2%となっている。定時制・通信制（パートタイム）への進学率のデータを他の国々と比較すると、アメリカが0%、イギリスが11.3%、フランスが8.1%、ドイツが10.2%、韓国が1.2%である。日本は、ヨーロッパ諸国と比較すると少ないが、アメリカや韓国よりは多い。また、定時制課程高校（公立・私立）の学校数と生徒数を高等学校施設整備指針が改訂された年度と照合してみると、平成16年度が814校（111,195名）、平成19年度が794校（108,638名）、平成21年度が732校（111,374名）、平成23年度が682校（116,007名）である。学校数は減少の一途をたどっているが、生徒数は毎年10万人を下回ることはない。

(2) 定時制高校の変遷

定時制高校における勤労青年の数は、減少している。その変遷をみると、昭和57年が82.7%で、平成6年が69.9%、平成23年が42.0%となっている。最近は、全日制からの進路変更（転入学・編入学者・中途退学）や、不登校など自立に困難を抱える者など、さまざまな入学動機や学習歴をもつ者が多くなっている。このような状況に対応するために、平成元年に文部科学省は定時制高校教育に関して2つの制度改革を行っている。一つは東京都のチャレンジスクール（東京都立大江戸高校など）や、大阪府のクリエイティブスクール（大阪府立咲洲高校など）などにみられる「単位制高校の創設」である¹。もう一つは、生徒の就労形態が多様化に伴い、3年以上での修業年限で卒業できる「修業年限の弾力化」である。そもそも、定時制の高校教育は戦後、就業等のために全日制高校に進学できない青年に、教育の機会均等を実現する上で、大きな役割を果たしてきた。

しかし、近年は、従来からの勤労青少年に加えて全日制課程からの転・編入学する生徒や過去に

高校教育を受けることができなかつた生徒など多様な入学動機や学習歴をもつ生徒が増えている。このような背景の中で、三部制（午前・午後・夜間）を設けている昼夜間定時制高校が増加し、3 年間で卒業可能となる三修制が導入されている。そのうち夜間定時制高校は 498 校、多部制定時制高校は 126 校、定時制課程と通信制課程の併修の高校は 308 校である。ここで、2 つの問題を提起したい。1 つは、定時制高校全体において施設整備の改革がなされているのだろうかということであり、1 つは、定時制高校への施設整備改革があるとすれば、そのうち多数を占める夜間定時制高校と少数派の多部制定時制高校とを比較して、改革の比重はどうなっているのだろうかということである。

（3）夜間定時制高校の生徒のデータから見えるもの

文部科学省の学校基本調査によると、高校進学率が、平成 24 年は 98.2%（全日制・定時制・通信制を含む）であり、中でも定時制高校は 681 校（生徒数 112,187 名）である。先でみたように、定時制高校に対する教育制度改正により、新たな定時制高校が設立され高校教育の機会均等が図られている。ちなみに、岐阜県の夜間定時制高校は 9 校（うち三部制が 2 校）であり、このうち三部制の 2 校を除いた 7 校の夜間定時制高校が、全日制高校と施設を共用している。夜間定時制高校の生徒は、先にみたように勤労青年はもとより、不登校や中途退学などを経験している生徒が在籍している。文部科学省による「定時制課程の生徒に実施した調査」のデータ（平成 24 年度）をみると、全国の定時制高校生徒全体における「不登校経験」は 31,313 人（31.3%）となっており、「生徒指導上の諸問題に関する調査」のデータ（平成 23 年度）をみると、定時制の不登校生徒数が 18,127 人（国公立 18,036 人、私立 91 人）で定時制高校生全体の 15.7%（全日制は 38,165 人で全日制高校生全体の 1.2%）となっている。また、定時制の中途退学者数は 13,507 人で定時制高校生の 11.6%（全日制は 40,430 人で全日制高校生の 1.2%）、全日制・定時制全体でみた場合、不登校の理由として最も多いのが、「無気力」の 15,283 人で 27.1% であり、中途退学の理由として最も多いのが「学校生活・学業不適応」の 20,945 人で 38.8% である²。

さらに、「生徒の家庭環境」（平成 23 年度）をみると、「母子家庭」が 26.5%（27,268 人）、「父子家庭」が 4.9%（4,955 人）、「保護者両親以外」が 1.6%（1,630 人）となっている。また、「生徒の就業状況」（平成 23 年度）は、「正社員」が 1.5%、「契約社員」が 0.2%、「派遣社員」が 0.2%、「パート等」が 39.3%、「自営」が 0.8%、「無職」が 58.0% である。これらのデータから、母子家庭又は父子家庭などで育つ経済的困窮家庭の生徒が 3 割、働きたくても働く場所がないケースを含めて無職の生徒が 5 割在籍していることがわかる。

以上のデータから定時制高校の生徒の特性を、全日制高校の生徒と比較した観点から示すと、勤労学生、不登校及び中途退学経験、学習障がい・発達障がいの割合が高いことなどが挙げられる。また、全日制高校併設の普通科夜間定時制高校においては、全日制高校の施設を間借りして教育活動が展開されている。

今までのデータから導き出される事象を踏まえると、教育政策においては夜間定時制高校の生徒

の特質を重視した教育環境を整える意味で、学校施設整備をするべきではないだろうか。そこで、2章では学校施設整備指針について取り上げ、その特徴について考察を進める。

2. 学校施設整備改革の視点

(1) 「高等学校施設整備指針」の概要

ここで「高等学校施設整備指針」についてまとめる。まず、今回取り上げる「高等学校施設整備指針」は「建築基準法」を拠り所としている。「建築基準法」は、最低限の基準を定めている技術法令で法的拘束力があるが、指針には法的拘束力がない。そもそも指針の適用範囲は、文部科学省によって「学校施設を新築・増築・改築する場合に限らず、既存施設を改修する場合も含め、学校施設を計画及び設計する際の留意事項を示したものである。」と定義されている。建築基準法よりも施設整備指針の方が、「学校施設」について詳細かつ法的拘束力がなく、教育現場に即した内容が記載されているため、「高等学校施設整備指針」に着目する。「高等学校施設整備指針」の構成は、第1章「総則」として、学校施設整備の基本方針、学校施設整備の課題への対応、学校施設整備の基本的留意事項を示し、第2章から第9章では、学校施設の計画・設計の各段階における留意事項を示している。特に、第1章総則の第2節では「学校施設整備の課題への対応」として、社会状況の変化や学習指導要領改訂に伴う教育内容の変化に対応した施設整備の方策を示している。本章では、この第1章総則の第2節を取り上げ、その変遷を見る。

(2) 高等学校施設整備指針の変遷

そもそも、学校施設に関する基準には次のような変遷がある。まず、戦前の学校施設基準は、明治28年の「学校建築図説明及び説明大綱」に始まり、昭和42年の「学校施設設計指針」、そして平成6年に「高等学校施設整備指針」が策定されるという経緯をたどっている。昭和42年の学校施設設計指針に拠り、小・中・高等学校の施設設計がなされていたが、平成6年に校種別の施設整備指針という形で策定されており、現在まで度重なる改訂がされている。中でも「高等学校施設整備指針」は、平成16年、平成19年、平成21年、平成23年に改正され現在にいたる。どのような根拠で改訂されているのだろうか。学習指導要領は、社会状況に柔軟に対応して改訂されている。その文脈において、「学校施設そのものに言及した物理的な提言」である「学校施設整備指針」も、社会状況に対応するために改訂されているのではないだろうか。この視点で「学校施設整備指針」を捉えたとき、どのような背景のもとで変遷をしているのであろうか。以下で、「高等学校施設整備指針改訂の内容と背景」をみるとことにより明らかにする。

表 1：施設整備指針改訂の背景と内容

改訂年	改訂のキーワード	改訂の背景
平成 16 年	特色ある高等学校づくりの推進、主体的な学習活動の支援、情報化・国際化の進展、安全でゆとりと潤いのある施設、地域との連携、防犯計画など	学習指導要領改訂、大阪教育大学附属池田小学学校事件（平成 13 年 6 月）
平成 19 年	主体的な学習の推進、職業的な自立支援の推進、バリアフリー化の推進など	特別支援教育制度改革、地域との連携
平成 21 年	事故防止対策など	東京都杉並区立第十小学校天窓転落事故（平成 20 年 6 月）
平成 23 年	理科教育・情報教育の充実、キャリア教育の充実など	高等学校教育改革、学習指導要領改訂

出典：文部科学省の高等学校施設整備指針より筆者作成

表 1 のような複数にわたる改訂で、どのような空間が目指されたのだろうか。平成 16 年度改訂では、生徒の主体的な学習活動の支援や情報化・国際化の対応及び地域と連携した安全な空間を目指している。平成 19 年度改訂では、特別支援教育を推進するために空間のバリアフリー化を目指している。平成 21 年改訂では、転落事故防止のための防護柵や手すりを階段に設置するなど安全性を重視した空間を目指している。平成 23 年改訂では、キャリア教育体制支援・特別支援教育支援・自主的学習促進などの空間を目指している。しかしながら、昼間に仕事をしていたり、不登校・中途退学を経験していたりといった夜間定時制高校の生徒の実情を踏まえた場合、これらの空間が夜間定時制高校に適合しているのだろうか。また、全日制高校の施設を間借りしている現状もある。ここで「学校施設整備指針」の性質に目を向けると、「校舎の改築を促進し工事に結びつく側面」と「教育実践の改善に結びつく側面」を持ち合わせており、教育効果を十分にあげられる要素を兼ね備えている。このような性質をもつ「高等学校施設整備指針」とは、どのようなプロセスを経て改訂されているのかを、最新かつ詳細に検討することができる平成 23 年改訂に向けた取り組みからみる。

(3) 平成 23 年改訂に関わるプロセス

施設部会のメンバー構成は表 2 のとおりであるが、メンバーをみると夜間定時制高校の校長が 1 名選ばれている。このメンバーで話し合われた会議において、普通科夜間定時制高校の視点はあるだろうかという視点で議事要旨に着目したい。すると、議事要旨では学習支援室・生徒指導室・教育相談室・部活動施設の充実や、総合学科や工業科の高校施設については言及があるものの、普通科夜間定時制高校については全く言及されていない³。しかし、例えば発達障がいの生徒に関する

ケアや教育相談などという、夜間定時制高校も含めた現在の高校教育問題に適合した施設指針を作成しようとしている。その観点からすると、「現場の教育実践に結びつく理念的な提言」と「学校施設そのものに言及した物理的な提言」との両面において充実を図ろうとしていることがわかる。

表 2：平成 23 年高等学校施設整備指針改訂に向けた施設部会のメンバーリスト

教育系大学准教授	1名	理工学部大学准教授	1名	教育委員会課長	2名
中等教育学校長	1名	総合学科高校長	2名	夜間定時制高校長	1名
PTA連合会長	1名	科学技術科高校長	1名	理工学部大学教授	2名
工業系大学教授	1名	中学高校副校長	1名	全日制普通高校長	1名
教育政策研究所員	2名	文科省技術参事官	1名	文科学省企画課長	1名
文科省調整官	1名	文科省課長補佐	1名	文科学省企画部長	1名

出典：文部科学省学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議高等学校施設部会委員名簿より

筆者作成

表 3：平成 23 年の高等学校設備整備指針改訂を踏まえた高等学校リスト

看護学科	全日制普通科・ 総合技術科	校・ 全日制中高一貫	校・ 総合学科	全日制中高一貫	普通科	全日制 単位制・ 総合学科	三部制・ 総合学科	全日制・ 定時制・ 女子校	校・ 普通科女子校	全日制・ 中高一貫	校・ 普通科	全日制・ 中高一貫	校・ 専門学科	全日制・ 中高一貫	校・ 普通科	全日制・ 中高一貫	
主体性を養う空間の充実	○	○	○	○	○	○			○	○	○						
学習・生活空間の質の維持・向上			○	○			○	○									
効果的・効率的な施設整備	○		○														
理科教育の充実									○	○	○						
情報教育の充実					○		○					○				○	○
言語活動の充実						○											○
運動環境の充実	○										○						
キャリア教育・職業教育の充実	○	○				○	○					○				○	○
特別支援教育の推進						○											
環境面への配慮			○														

出典：文部科学省 事例集「これからの高等学校施設高等学校施設整備指針の改訂を踏まえて」

(平成 24 年) より筆者作成

これらの会議を踏まえて改訂された高等学校設備整備指針に基づいて、どのような高等学校が施

設整備をしたのだろうか。表 3 は、平成 23 年度の高等学校施設整備指針改訂に基づき、実際に施設整備を行った高等学校と 10 の重点項目を示したものである。

表 3 で、三部制・総合学科の高等学校と全日制・定時制・総合学科の高等学校に焦点をあてると、2 校に共通しているのは、「キャリア教育・職業教育の充実」の項目である。この項目は、他の 4 校も重点項目に挙がっているが、定時制高校（総合学科）でも、充実が図られていることがわかる。次に、定時制高校（総合学科）独自の重点項目をみると、「特別支援教育の推進」の項目が 1 校にあてはまる。ところで、文部科学省のデータ（平成 23 年）によると、全国の定時制高校において「特別な支援」をする生徒が 7,103 人（7.0%）、「学習障がい」の生徒が 2,890 人（2.9%）、「発達障がい」の生徒が 4,283 人（4.0%）である⁴。これらを踏まえても、この項目は定時制高等学校ならではの視点であり、こういった点からも学校施設に言及した物理的な提言だけでなく、教育実践に結びつく理念的な提言においても充実を図っていることがわかる。

以上のように、高等学校施設整備指針の変遷や、取組事例・議事要旨などをみると、一般的な意味で学力向上などの視点はあるものの、普通科夜間定時制高校が全日制設備を併用している現状に対する事案などには言及はなされていなかった。夜間定時制高校に在籍している生徒の特性を反映した学校施設整備がなされていないということは、全日制や三部制高校の生徒にとって良いものは、普通科夜間定時制高校の生徒にも良いという視点があるのだろうか。教育政策の点でカバーしきれない部分を「学校施設整備指針」に示すことで、普通科夜間定時制高校の生徒に対する教育活動が、積極的に展開されてもよいのではないだろうか。

おわりに

これまでの論点を踏まえると、1 章では夜間定時制高校の実状や、定時制高校に通う生徒の特性を検討することで、高校施設整備の改革には複眼的な視点が不可欠であることが浮き彫りになった。2 章では学校施設整備改革の視点を、高等学校施設整備指針の概要と改訂プロセスから検討することで、学校施設整備指針には、夜間定時制高校に特化した視点が欠けていることがわかった。実際に三部制高校や通信制高校が増設され、学校施設は充実したものになってきていている。しかしながら、普通科夜間定時制高校は、工場の一室を「間借り」をして授業を展開していた時代に比べれば教育環境が整備されたが、未だに普通科全日制高校の校舎を「間借り」している。「間借り」の状況は夜間定時制高校だけではなく、通信制高校も同様な問題を抱えている。したがって、施設整備の視点からは十分な改革がなされた状況とは言いづらい。普通科夜間定時制高校の教育システムを充実させるための施設整備をしてもよいのではないか。全日制と定時制の併設校においては、両方の教育課程を実践するために十分な学校施設があるという前提が必要であるが、普通科夜間定時制高校の施設整備に関する議論は、教育現場において必ずしも活発ではない。夜間定時制高校の生徒は、不登校や中途退学を経験したり、発達障がいや学習障がいを抱えていたり、昼間勤労しながら高校生活を送っていたりという特性がある。したがって、カウンセリング機能やキャリアガイダンス機能や基礎学力向上という観点での施設整備改革が必要であろう。今後、政策レベルで高等学校施設

整備指針を作成する際に、普通科夜間定時制高校へ特化した教育内容が盛り込まれていくことが重要ではないだろうか。今後の動向に注目していきたい。

[注]

1. 東京都のチャレンジスクールとは、三部制（昼夜間）定時制の単位制総合学科高校の都立高校のことである。大江戸高校・桐ヶ丘高校・世田谷泉高校・穂ヶ丘高校・六本木高校がある。大阪府のクリエイティブスクールも同様のシステムの府立高校のことである。箕面東高校・咲洲高校・桃谷高校・成城高校・東住吉総合高校・和泉総合高校がある。

2. 平成 23 年度の課程別不登校生徒数・中途退学者数（対全在籍生徒数）

		全日制		定時制		計	
不登校生徒数	(%)	38,165	1.2(%)	18,127	15.7(%)	56,292	1.7(%)
中途退学者数	(%)	40,430	1.2(%)	13,507	11.6(%)	53,937	1.6(%)

出典：平成 23 年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」結果（文部科学省）
より筆者作成

3. 平成 23 年改訂に向けて 5 回にわたり実施された会議の議事要旨である。

第 1 回	総合学科の高等学校に関する施設整備利用についての言及がなされている。また、工業高校の施設設備について高大連携をする方向性を提案している。
第 2 回	教育プログラムと学校施設との不整合の解決策として、指針やアイデア集などに盛り込めないだろうかという提案をしている。
第 3 回	発達障害の生徒に関して特別支援教育の観点は重要であり、学習支援室の充実が必要である。また、トイレに関しては生徒指導上の安全性に関する記述も検討してもらいたいという提案をしている。
第 4 回	生徒指導と教育相談を行う部屋は、別室にした方が良いであろう。耐震化と古い施設の更新および、部活動施設の充実を要望している。
第 5 回	現在この指針の改訂作業の中で個々に対応という記述が気になる。集団に溶け込めない生徒に対しては、一人になって落ちつける空間と帰属する場所という両方の観点からうまく記述するのは難しい。

出典：平成 23 年改訂に向けての議事要旨（文部科学省）より筆者作成

4. 「定時制課程・通信制課程高等学校の現状」から「2-10 特別な支援等」より引用

	特別な支援		学習障害		発達障害	
定時制	7,103 人	7.0%	2,890 人	2.9%	4,283 人	4.0%
通信制	6,400 人	8.5%	1,015 人	1.5%	2,038 人	3.0%

出典：平成 23 年度文部科学省委託事業「高等学校定時制・通信制課程の在り方に関する調査研究」
(公益財団法人全国高等学校定時制・通信制教育振興会)

〔文献〕

愛知県東郷町立緒川小学校, 2008, 『個性化教育 30 年～緒川小学校の現在～』 愛知県東郷町立緒川小学校。

岐阜県高等学校教育研究会定通部会, 2008, 『岐阜県の定通教育』 第 60 号, pp.25－29。

岐阜県高等学校定時制通信制三十周年記念会, 1978, 『岐阜県定通教育三十周年記念誌』 三十周年記念誌委員会。

寒野誠規, 稲地秀介, 重村力, 山崎寿一, 2007, 「東浦町立緒川小学校における児童の生活行動領域に関する研究（建築計画）」『日本建築学会近畿支部研究報告書. 計画系』第 47 号, pp.177－180。

文部科学省（平成 16 年）高等学校施設整備指針

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/001/toushin/04012401.htm
(2013/11/21 アクセス)

文部科学省（平成 17 年）「高等学校施設整備指針」について

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2011/03/22/1304053_01.pdf (2013/11/21 アクセス)

文部科学省（平成 21 年）高等学校施設整備指針

http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/seibi/1261014.htm (2013/11/21 アクセス)

文部科学省（平成 22 年 6 月 28 日）高等学校施設部会（第 1 回）議事要旨

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/001/002/gijiroku/1296373.htm

文部科学省（平成 22 年 9 月 28 日）高等学校施設部会（第 2 回）議事要旨

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/001/002/gijiroku/1303410.htm

文部科学省（平成 22 年 10 月 19 日）高等学校施設部会（第 3 回）議事要旨

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/001/002/giji_list/index.htm

文部科学省（平成 22 年 12 月 13 日）高等学校施設部会（第 4 回）議事要旨

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/001/002/gijiroku/1303390.htm

文部科学省（平成 23 年）高等学校施設整備指針

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/013/toushin/1303682.htm
(2013/11/21 アクセス)

文部科学省 高等学校教育の現状（平成 23 年）

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2011/09/27/1299178_01.pdf (2014/02/04 アクセス)

文部科学省（平成 23 年）学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議 高等学校施設部会委員名簿

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/013/toushin/attach/1304724.htm
(2013/11/30 アクセス)

文部科学省（平成 23 年）「学校施設整備基本構想の在り方について」報告書（概要）

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/25/03/_icsFiles/afieldfile/2013/03/15/1332017_02.pdf (2014/01/12 アクセス)

文部科学省（平成 24 年）平成 23 年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/24/09/_icsFiles/afieldfile/2012/09/11/1325751_01.pdf (2014/02/04 アクセス)

文部科学省（平成 24 年）「これからの高等学校施設」

http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/seibi/1321082.htm (2013/11/21 アクセス)

文部科学省（平成 24 年）事例集「これからの高等学校施設～高等学校施設整備指針の改訂を踏まえて」http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/seibi/1321158.htm (2013/11/21 アクセス)

文部科学省（平成 24 年）定時制課程・通信制課程高等学校の現状

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/047/siryo/_icsFiles/afieldfile/2013/07/12/1336336_2.pdf (2013/11/27 アクセス)

文部科学省（平成 24 年）学校基本調査－平成 24 年度（確定値）結果の概要－

http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/kihon/kekka/k_detail/1329235.htm
(2013/11/30 アクセス)

文部科学省（平成 25 年）学校施設整備基本構想の在り方について

http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2013/03/21/1332264_2_1.pdf (2014/01/12 アクセス)

長沢悟, 上野淳, 諸貫幹夫, 横山俊祐, 1983, 「小中学校のオープンスペースの使われ方に関する研究：その 19 緒川小学校と卯ノ里小学校の変化 (S 56~57, S 57~58) (建築計画)」第 126 号, 『日本建築学会研究報告書. 計画系』第 54 号, pp.245–248。

白石淳, 2004, 「学校施設におけるバリアフリーの整備の推進に関する一考察：高校におけるエレベーターの設置の過程をとおしてー」『人間福祉研究』第 7 号, pp.93–102。

杉浦昭三, 1969, 「実態分析による校地の適正構成規模の推定について：工業高校専門学校施設の建築計画に関する研究：建築計画」『日本建築学会大会学術講演梗概集. 計画系』第 44 号, pp.491–492。

鈴木賢一, 鶩森理, 柳澤忠, 1994, 「実習活動におけるスペース選択に関する研究：東浦町立緒川小学校でのケーススタディ」『日本建築学会東海支部研究報告書』第 32 号, pp.501–504。

上野淳, 1999, 『未来の学校建築』岩波書店。

屋敷和佳, 1992, 「新しいタイプの校舎の計画と学校施設整備行政の課題－教科教室型高校校舎のフォローアップ分析－」『日本教育行政学会年報』第 18 号, pp.197–211。